保護者様

学校感染症出席停止について

日頃より、学校保健活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、学校感染症に指定されている病気（資料１）に罹患した場合、治癒して他への感染のおそれがないという医師の許可があるまでは、休養と早期回復及び感染防止のために「出席停止」となります。これらの学校感染症に罹患し、主治医の指示のもと、最初に登校してくる際には、「学校感染症による欠席届（兼再登校届）」の用紙に<u>**保護者の方が必要事項を記入**</u>し、学校へ提出してください。この用紙は、本校のホームページからもダウンロードできます。

資料１

＜学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準＞

<table>
<tr><th></th><th>感染症名</th><th colspan="2">出席停止期間</th></tr>
<tr><td>第一種</td><td>エボラ出血熱
クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、
南米出血熱、ペスト
マールブルク病、ラッサ熱、
急性灰白髄炎、ジフテリア、
重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるものに限る）、
鳥インフルエンザ（H5N1）
新型インフルエンザ、
指定感染症、新感染症</td><td colspan="2">治癒するまで</td></tr>
<tr><td rowspan="10">第二種</td><td>インフルエンザ（H5N1 を除く）</td><td rowspan="10">医師が認めるまで</td><td>発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日間</td></tr>
<tr><td>新型コロナウイルス感染症
（令和５年５月８日～）</td><td>発症した後、５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>百日咳</td><td>特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</td></tr>
<tr><td>麻疹（はしか）</td><td>解熱後３日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</td><td>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</td></tr>
<tr><td>風疹（３日ばしか）</td><td>発疹が消失するまで</td></tr>
<tr><td>水痘（水ぼうそう）</td><td>すべての発疹が痂皮化するまで</td></tr>
<tr><td>咽頭結膜熱（プール熱）</td><td>主要症状消退後２日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>結核</td><td>感染のおそれがなくなるまで</td></tr>
<tr><td>髄膜炎菌性髄膜炎</td><td>感染のおそれがなくなるまで</td></tr>
<tr><td>第三種</td><td>コレラ、細菌性赤痢、
腸管出血性大腸菌感染症、
腸チフス、パラチフス、
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
※その他の感染症 →
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎</td><td colspan="2">病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き、期間を決定する。
※本校では、出席停止の扱いとしています。</td></tr>
</table>

通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹

【種別について】

第一種：原則入院治療が必要な疾病。出席停止の期間は退院可能となる「治癒するまで」とする。

第二種：感染症のなかで飛沫感染（くしゃみや咳などの唾液や鼻水などによる感染）するもの。児童生徒の罹患が多く、学校で流行する可能性が高いもの。

第三種：学校教育活動を通じて、学校で流行を広げる可能性のあるもの。

御不明な点等ありましたら、担任または保健室まで御連絡ください。よろしくお願いいたします。